

名古屋市健康福祉局八事霊園・斎場管理事務所バナー広告募集要領

1 広告媒体

(1) 名称

ア 八事斎場

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000041299.html>

イ 八事霊園・愛宕霊園

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000041300.html>

(2) アクセス件数

ア 八事斎場

月間 約 4,000 件

イ 八事霊園・愛宕霊園

月間 約 1,400 件

※平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの平均件数です。

※このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。

2 募集する広告

(1) 広告掲載ページ

ア 八事斎場

イ 八事霊園・愛宕霊園

※名古屋市公式ウェブサイト内にある上記 1(1) のアドレスにあるページです。

(2) 枠数

上記 2 つの広告掲載ページにおいて各 5 枠、合計 10 枠

※同一ページに複数枠の掲載の申し込みをすることはできません。

(3) 広告掲載位置

広告の掲載位置は、実際のページをご覧ください。

※広告掲載ページの希望を複数申出いただくことは可能ですが、広告掲載ページ内の掲載位置の指定はできません。また、応募数が掲載枠数を超えた場合、掲載希望に沿えない場合があります。

※レイアウト変更等により、年度中に別途広告募集を行う場合があります。

(4) 広告掲載料(月額)

1 枠当たり 5,000 円(税込)

※広告掲載料は、一括前納となります。

(5) バナー画像規格

ア サイズ…縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル

イ 画像形式…GIF (アニメ不可) 又は JPEG

ウ データ容量…4KB 以下

※画像は、広告掲載希望者の責任と負担において作成してください。

※画像作成にあたっては、「名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を遵守してください。

(6) 掲載期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※掲載期間は、各月1日からを基本としていますが、1日が平日でない(土・日・祝日・年末年始)場合は、直後の平日からの掲載となります。また、掲載終了については、原則として、掲載終了日の翌日にWEBページの掲載終了手続きを行います。

※あらかじめ名古屋市公式ウェブサイト上で周知したシステムの保守等によるサービス停止期間は、掲載期間から除きます。

※月単位でご希望の月数の申し込みができます。

※掲載月により、掲載期間が異なります。詳細は、下表「バナー広告掲載日程表」を参照ください。

(7) 掲載できない広告

ア 名古屋市健康福祉局広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第2条又は第3条に該当するものは掲載できません。

イ バナー広告の画像だけでなく、リンク先のウェブサイトの内容が掲載基準第2条又は第3条に該当する場合も掲載できません。(掲載基準第5条)

ウ 上記規定のほか、八事霊園・斎場管理事務所の概要説明ウェブサイトへの広告掲載が不適切と判断されるものについては、広告が掲載できない場合があります。

3 募集対象

自らの広告を掲載しようとする事業者等を対象とします。

4 申し込み

(1) 申し込み方法

広告掲載申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、下記の申し込み先・担当係まで持参、郵送または電子メールで送付してください。ただし、バナー広告原稿(画像データ)については電子メールで送付してください。

【提出物】

- ・名古屋市健康福祉局八事霊園・斎場管理事務所バナー広告掲載申込書
- ・バナー広告申込事業者役員等名簿
- ・事業者にあつては、当該事業の概要がわかる書類(登記簿謄本等)
- ・資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し
- ・バナー広告原稿(画像データ)

※審査にあたり、他に資料の提出を求める場合があります。

【申し込み先・担当係】

〒468-0071 名古屋市天白区天白町大字八事字裏山 69 番地

名古屋市健康福祉局八事霊園・斎場管理事務所斎場係

電話番号：052-832-1750

電子メールアドレス：a8321750@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※電子メールで送付の際は、件名を[八事霊園・斎場バナー広告申込]としてください。

(2) 申し込み締め切り日時

令和3年2月15日(月)午後5時必着

ただし、申し込み締め切り後に広告の選定を行い、空き枠がある場合は以下のとおり申し込み締め切り日時を設け、引き続き募集します。空き枠がなくなり次第、募集は終了します。

※「対象となる掲載月」の範囲内で、月単位でご希望の月数の申し込みができます。

※空き状況については名古屋市健康福祉局八事霊園・斎場管理事務所のバナー広告募集のページでお知らせします。

※バナー広告掲載日程表(空き枠がある場合)

申し込み締め切り時間は、いずれも午後5時必着

申し込み締め切り日	対象となる掲載月
令和3年3月15日(月)	令和3年5月から令和4年3月
令和3年4月15日(木)	令和3年6月から令和4年3月
令和3年5月14日(金)	令和3年7月から令和4年3月
令和3年6月15日(火)	令和3年8月から令和4年3月
令和3年7月15日(木)	令和3年9月から令和4年3月
令和3年8月13日(金)	令和3年10月から令和4年3月
令和3年9月15日(水)	令和3年11月から令和4年3月
令和3年10月15日(金)	令和3年12月から令和4年3月
令和3年11月15日(月)	令和4年1月から令和4年3月
令和3年12月15日(水)	令和4年2月から令和4年3月
令和4年1月14日(金)	令和4年3月から令和4年3月

5 広告の選定方法及び掲載手続き

(1) 選定方法

内容審査の上、掲載の可否を決定します。審査を適切に行うため、申込後、掲載開

始までのバナー広告画像及びバナー広告リンク先ウェブページの大幅な変更はご遠慮ください。やむを得ず変更する場合は、事前に本市へ届出を行ってください。この場合、掲載を見送ることがあります。

審査にあたっては、愛知県警察本部に対し、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除措置対象法人等であるか否かの照会を行います。

募集枠数を超える申し込みがあった場合は、次の順位により決定し、同順位のものの中では掲載希望月の多いものを優先します。なお募集枠数を超えるときは、抽選により決定します。

- ア 公社、独立行政法人、地方独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、その他国若しくは地方公共団体が出資し又は出せんする法人若しくは団体
- イ 名古屋市内で事業を行っている事業者(本社・支社含む)又は商店街・専門店街等の連合体
- ウ 名古屋市外で事業を行っている事業者又は商店街・専門店街等の連合体

(2) 掲載手続き

- ア 申し込み締め切り日時までに、4(1)のとおり、必要書類と掲載用画像データを提出していただきます。
- イ 広告掲載決定の通知をします。(審査又は抽選の結果、非掲載となった応募者に対してもその旨を通知します。)
- ウ 広告掲載決定の通知に同封されている契約必要書類に記名押印、その他必要事項を記入し、原則、掲載開始月の前月 20 日(土曜・日曜・祝休日の場合は、直後の平日)までに提出していただきます。
- エ 掲載開始月の前月 25 日(土曜・日曜・祝休日の場合は、直後の平日)までに、本市の発行する納入通知書により広告掲載料を納付していただきます。
- オ 原則として広告掲載開始日の正午までに、提出いただいた画像データをバナー広告として掲載します。

6 その他

- (1) 提出いただいたバナー広告掲載用画像及びリンク先ウェブページの内容がこの要領又は広告掲載要綱に違反していると認められる場合は、期限を定めて内容改善を求めます。
- (2) 下記のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取り止めることがあります。
 - ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
 - イ 指定した期日までにバナー広告掲載用画像データが提出されない場合

ウ 指定した期日までにバナー広告掲載用画像及びリンク先ウェブページの内容改善が行われない場合

エ 広告掲載決定後に、掲載基準第2条又は第3条に該当することとなった場合

オ その他、広告掲載が不相当であると判断したとき

(3) 広告掲載決定の通知を受けたもの（以下「広告主」といいます。）は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができます。

(4) 上記(2)により広告の掲載を取り止めた場合や、上記(3)により広告の掲載を取り下げた場合においても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。なお、その時点で広告掲載料を納付していない場合には、速やかに納付していただきます。

(5) 広告掲載開始以後も広告主がバナー広告画像やバナー広告画像のリンク先 WEB ページの大幅な変更を行う場合は、改めて広告の審査を行う必要がありますので、事前に本市への届出を行ってください。（審査には1か月程度時間がかかる場合があります。）

(6) 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料のうち、掲載を取り消した月以降の納付済み月額総額を返還します。

(7) 広告主の責に帰さない理由により、本市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長します。ただし、掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行いません。

(8) 上記(7)に該当する場合でも、下記のいずれかの理由によるものである場合は、掲載の延長は行いません。

ア 名古屋市公式ウェブサイトにかかる機器等の保守又は工事を行う場合

イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合

ウ その他公益上やむを得ない場合

(9) その他、広告掲載に関しては本市職員の指示に従ってください。

【問い合わせ先】

名古屋市健康福祉局八事霊園・斎場管理事務所斎場係

電話番号：052-832-1750

電子メールアドレス：a8321750@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

附 則

この要領は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月15日から施行する。